

## 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員及び

### 川崎市いじめ問題専門・調査委員会委員の委嘱等について

#### 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員名簿（案）

（任期 平成27年2月1日～平成29年1月31日）

| NO | 氏名    | 現職                        |
|----|-------|---------------------------|
| 1  | 佐藤 寿朗 | 横浜地方法務局川崎支局               |
| 2  | 樋渡 弥子 | 神奈川県警察（県警少年育成課）           |
| 3  | 岡野 佐和 | 市民オンブズマン事務局（人権オンブズパーソン担当） |
| 4  | 添島 節子 | こども本部こども家庭センター（総合支援課）     |
| 5  | 鈴木 和裕 | 川崎市立小学校長会代表（御幸小学校長）       |
| 6  | 安部 賢一 | 川崎市立中学校長会代表（御幸中学校長）       |
| 7  | 松本 芳弘 | 川崎市立高等学校長会代表（橘高等学校長）      |
| 8  | 中村 信一 | 川崎市立特別支援学校長会代表（中央支援学校長）   |
| 9  | 芹澤 成司 | 学校教育部長                    |
| 10 | 渡辺 英一 | 学校教育部指導課長                 |
| 11 | 市川 洋  | 学校教育部指導課担当課長              |
| 12 | 星野 泰夫 | 学校教育部区教育担当課長（川崎区担当）       |
| 13 | 相沢 宏明 | 学校教育部区教育担当課長（宮前区担当）       |

#### 川崎市いじめ問題専門・調査委員会委員名簿（案）

（任期 平成27年1月20日～平成29年1月19日）

| NO | 氏名    | 現職                      |
|----|-------|-------------------------|
| 1  | 松本美代子 | みずき総合法律事務所 弁護士          |
| 2  | 張 賢徳  | 帝京大学医学部 教授 精神医学博士       |
| 3  | 岡田 守弘 | 東京医療学院大学 教授 学校心理士 臨床心理士 |

# 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（川崎市条例第47号）

平成26年10月15日公布

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、川崎市いじめ防止対策連絡協議会、川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 川崎市いじめ防止対策連絡協議会

### （設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、川崎市いじめ防止対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。第10条第1号において同じ。）に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査審議する。

### （組織）

第4条 連絡協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

### （委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （会長及び副会長）

第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### 第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、川崎市いじめ問題専門・調査委員会(以下「専門・調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第10条 専門・調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

(1) いじめの防止等のための対策を調査審議すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議すること。

(組織)

第11条 専門・調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第12条 第5条から第8条までの規定は、専門・調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

(以下省略)